

平成 22 年 度

北海道国民健康保険団体連合会
事業計画

北海道国民健康保険団体連合会

平成 22 年度 北海道国民健康保険団体連合会事業計画

1 基本的な考え方

(1) 事業運営の方針

平成 22 年度は、本会の事業運営にとって大変重要な年度であり、とりわけ平成 23 年度からレセプトの原則オンライン化が実施されることから、その業務処理を行うため全国標準の次期電算システムの導入に向けて、構築業務、データ移行及び試行運用並びに審査支払処理日程の見直し等、組織を上げて取り組む。

また、現行の医療・介護などの審査支払業務及び共同電算処理業務そして国保事業や保健事業についても、現状の分析・評価を行い、保険者のニーズに応えるため、簡素で効率的な事務・事業を推進する。

(2) 財政運営の方針

歳入面では、国保被保険者数の減少、平成 22 年 4 月から実施される旧総合病院におけるレセプト単件化(診療科ごとの請求から病院単位での請求)に伴う取扱件数の減少及び特定健診受診率の低迷に伴う特定健診等データ管理業務手数料収入の伸びの鈍化などにより、赤字補填のための財政調整資金積立金からの繰入れが増加しており、同積立金の保有額が減少傾向となっている。

歳出面では、平成 23 年度からのレセプトの原則オンライン化に対応するため、国保中央会が開発する全国標準の次期電算システムを導入することから、その導入関連経費等をレセプト電算処理システム積立金の取崩し及び役職員退職手当積立金からの借入金で対応することとしている。

平成 22 年度においては、次期電算システムの構築経費のほか、既存の共電システム等の運用費用もかかることから、大変厳しい財政状況になるが、経費節減及び事務の効率化を図り、適正な財政運営に努める。

(3) IT化の推進

平成 19 年 11 月に策定した「北海道国民健康保険団体連合会 IT化推進基本方針」について、次期電算システムを導入することとしたため、本会の IT化推進をより明確にすることを目的に、当初策定した IT化推進基本方針を改訂し、この方針のとおり本会の IT化を推進する。

また、実務レベルでの検討を行うことにより、次期電算システムの適正な運用を図り、保険者及び本会の円滑な事業運営に寄与することを目的に、北海道国民健康保険団体連合会事業運営委員会の下に「作業部会」を設置する。

(4) 保健事業の推進

地域住民の健康教育、一次予防を重視した生活習慣病改善や生きがいづくり支援事業を実施し、効果的・効率的な保健事業を支援する。特に医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導について、特定健診受診率の向上や効率的な保健指導の支援を行い、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少のために引き続き積極的に取り組む。

(5) 審査支払事業等の充実

医療機関からのレセプトの原則オンライン化の拡大に合わせて、レセプトの審査事務共助の充実強化を図るため、二画面を利用した画面審査の全面实施と審査事務共助システムでの審査の適正化及び事務の効率化を推進する。

さらに医療技術の高度・専門化に対応するため、再審査部会員の増員を図るとともに、職員研修等を実施し、より一層の資質の向上を図り審査の精度向上に努める。

介護保険事業については、適正な審査に努めるとともに、市区町村の介護給付費適正化対策を支援する。また、介護サービス苦情処理業務についても、利用者等からの苦情相談に対して、関係機関と連携を図り適正に対応する。

障害者自立支援事業については、障害福祉サービス、障害児施設及び地域生活支援事業にかかる支払業務を適正かつ円滑に運用するよう努める。

昨年10月から出産育児一時金等の直接支払制度が開始され、その支払業務を本会が担うこととなったが、支払業務については、適正かつ円滑に運用するよう努める。

(6) 個人情報保護対策

本会が所有している各保険者等の個人情報保護に関して、現行業務処理の方法を基礎として平成21年度にプライバシーマーク認証を取得すべく運用規程等の整備を検討してきたところである。

しかしながら、平成23年度からレセプトの原則オンライン化が実施され、医療機関はもとより、国保連合会と全ての保険者間におけるネットワークを活用したレセプトデータの送受信を行う運用へと変更されることから、紙媒体を基本とした認証を取得しても更に変更が生じ、次期電算システムでの運用及びデータ管理方法等について、改めて調査分析を行う必要がある。

したがって、プライバシーマークの認証取得については、次期電算システムの運用及びデータ管理等が明らかになった時点で改めて諸規程等の見直しを行い、認証取得に向けて準備を行う。

(7) 今後の取組

平成22年度には、出産育児一時金等の支払業務において、月2回払いが実施予定であることと、平成23年度からのレセプトの原則オンライン化に対応した次期電算システムの構築業務など、関係機関との連携を図り適切に対応できるよう万全を期すことはもとより、より一層保険者の負託に応えるべく事業を推進する。

また、既存事業についても、随時見直しを図り、経費節減及び事務の効率化を図る。

詳細については、以下に記述するとおりである。

2 財政運営

財政運営については、平成23年度からのレセプトの原則オンライン化に対応するため、次期電算システムの導入に伴う初期経費が発生するものの、将来的な経費節減に取り組みを行うとともに、保険者である市町村及び国保組合の厳しい財政状況を踏まえ、保険者の負担増を極力抑制しつつ、適正かつ迅速な業務運営と必要な業務環境の整備を進め、健全な財政運営を図ることを基本とする。

3 総会及び役員会

総会及び役員会の予定は次のとおりである。

総 会	年 3 回 (7 月・11 月・3 月)
理 事 会	年 4 回 (7 月・9 月・11 月・2 月)
監 事 会	年 3 回 (6 月・11 月・2 月)
特別委員会	年 1 回 (未定)

4 役 職 員

常勤の役員数及び職員数は次のとおりである。

職員の定数については、平成 23 年度からのレセプトの原則オンライン化を踏まえ、IT 化の着実な実施、画面審査システムの更なる推進、歯科を含むレセプト電算処理システムの普及、後期高齢者医療にかかる業務処理、医療費適正化のための審査の充実強化等が求められているところであるが、現員をもって対応する。

また、業務見直しを行ったうえ、現員で対応できない場合は、従前どおり臨時職員で対処する。

区 分	常務理事	常勤監事	事務局長	事務職員	事務補	計
人 数	1	1	1	195	14	212

5 国保の運営に関する事業

(1) 国保の長期的安定及び保険者事業の共同推進を図る事業

国保財政の長期的安定と国保事業の充実及び事務の向上を目的として、次の事業を実施する。

- ア 国保財政安定強化北海道大会（仮称）の開催
- イ 国保制度改善強化対策推進運動の展開
- ウ 国保事業充実強化推進協議会、同運営委員会の開催
- エ 国保運営協議会会長連絡協議会役員会及び会長研修会の開催
- オ 国保事務研究会の開催
- カ 国保実務講習会の開催
- キ 財政診断事業（保険料（税）適正算定マニュアルを活用）
- ク 保険料（税）賦課支援事業（保険料（税）適正算定マニュアルを活用）
- ケ 医療費分析研修会の開催
- コ 国保保険料（税）適正算定マニュアル研修会の開催
- サ 保険料（税）収納率向上対策事務研究会の開催
- シ 第三者行為求償事務講習会の開催
- ス 第三者行為（交通事故）求償事務の受託
- セ 国民健康保険事業功績者に対する表彰
- ソ 国保問題研究委員会の開催
- タ 各種統計資料等の配布等

(2) 広報事業

国保事業の円滑な運営に資するため、中央の情勢等を報知し、併せて本会の状況を関係機関に周知するとともに、保険者が行う保健事業等を積極的に支援するための広報宣伝活動を推進

するため、次の事業を実施する。

- ア 広報誌「北海道の国保」の編集・発行
- イ ポスターの作製・配布
- ウ リーフレットの作製・配布
- エ ホームページの公開
- オ 広報事業検討委員会の開催
- カ 国保制度及び予算等に関する「速報」の発行

(3) 保健事業

保険者が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を支援し、国保の向上に寄与するため、次の事業を実施する。

また、国の施策により、昭和 54 年から本会に設置している北海道国民健康保険健康教育センターは、数次の法改正等により、保険者が行う保健事業に対する連合会の支援の位置付けが明確化され、実施していることにより、所期の目的を達成していることから、同センターを廃止する。

ア 保険運営安定化対策事業

高齢社会を迎え、高齢者を多く抱える国保事業に対し、保険者が行う共同事業の目的達成のため、本会の機能と役割を強化することを目的として、次の事業を実施する。

(ア) 嘱託保健師の雇用及び派遣

保険者が保健活動を効果的に行うための助言を行うとともに、嘱託保健師を派遣し支援する。

(イ) 研修会の開催

関係者に対し、国保の現状と問題点を周知し、より効果的な保健活動の理解を求めため、次の研修会等を開催する。

国保特別講演会

保健事業担当課長・保健指導係長等合同研修会

市町村栄養士等研修会

(ウ) 医療費適正化等に対する支援

地域住民に対し、制度の概要、財政状況、健康づくり等を周知し、また、医療費適正化の実効を図るため、健康測定器機等（本会ホームページ参照）の貸出しを行う。

イ 小規模保険者支援事業

小規模保険者に対して保健活動の効果的な実施を図るため、嘱託保健師を派遣し支援する。

ウ 被保険者教育事業

被保険者が自ら健康の保持増進に努め、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

(ア) 保健事業検討委員会の開催

保健事業を効果的に推進するため、保険者（担当課長等）による委員会を開催し、協議・検討する。

(イ) 視聴覚教材及びイベント用器材の購入貸出し

地域住民の健康教育、衛生教育に関する認識を高めるため、既存教材のほかビデオ・DVD 作品、健康測定器材等を購入し、市町村における保健活動用教材（本会ホームページ

参照)として希望する保険者へ貸出しを行う。

(ウ) 保険者への情報提供及び被保険者教育用冊子等の作製配布

保険者(市町村・国保組合及び国保運営協議会委員並びに国保診療施設等)に、関係資料を配布する。

「国保新聞」

広報誌「北海道の国保」

制度改正等周知用パンフレット

その他、被保険者教育用資料及び参考図書

(エ) 健康増進強化月間の設定

被保険者の健康に対する自覚と認識を深めるため、健康増進強化月間を設定し、次の事業を実施する。

健康増進研修大会の開催

健康増進強化月間ポスターの作製配布

適正受診及び健康づくり等の啓蒙活動

健康の保持増進に関するポスター・標語の募集並びに優良作品の選定

(オ) 第30回健康増進研修大会

健康増進強化月間の趣旨徹底を図り、さらにその成果を期するため、保健事業に携わる関係者等を対象として健康増進研修大会を開催し、地域住民の保健活動への理解と重要性を訴えると共に、被保険者及び国保関係者並びに保健推進員等の積極的な姿勢の確立を図る。

(カ) 保健推進員リーダー研修会

各市町村に設置されている保健推進員等が、地域における保健活動をより効果的に進めるために、リーダー養成のための研修会を開催する。

(キ) 保健活動支援地区事業

地区を指定して市町村職員との協働活動により、被保険者の健康づくりに対する意識を高め、主体的に健康づくりを進められるよう支援する。

(ク) 生活習慣改善と生きがいづくり支援事業

生活習慣病の改善とQOL(生活の質)の向上を図り、地域で生きがいを持って生活し併せて健康寿命の延伸を図ることを目的に、保険者が実施する講座や教室の開催時に専門分野の講師等の派遣を行う。

(ケ) 健康なまちづくり推進支援事業(生活習慣病の予防と改善に向けて)

地域住民の疾病予防及び健康の保持増進、さらには特定保健指導等を学識経験者等からの協力を通じ、より効果的に展開することにより医療費適正化及び国保財政の安定を図る。

また、継続した効果的・効率的な保健事業を推進するため、保健事業従事者の人材育成を図る。

(コ) 生きがいづくり推進セミナー

自らの健康を守り自立した社会生活を送るため、社会的な役割を持ち、地域で生きがいを持って生活することを推進するセミナーを開催する。

(サ) 生活習慣病対策推進事業

特定健診・特定保健指導の導入により、国保医療保険者においては地域全体の健康づくりを推進し、特定健診受診率の向上や効率的な保健指導の実施により、メタボリックシン

ドロームの該当者や予備群の減少が求められている。本事業は、生活習慣病対策の総合的な推進に資する事業に対して補助し、地域全体の健康づくりを推進する。

(シ) 北海道生涯学習協会との連携

保険者の希望により、生きがいと意欲を持った住民の参加を促進するため、(財)北海道生涯学習協会と連携し、次の事業を「道民カレッジ」の学習単位認定講座とする。

第30回健康増進研修大会

生活習慣改善と生きがいづくり支援事業

生きがいづくり推進セミナー

エ 保健活動等対策事業

(ア) 国保保健活動研修会の開催

特定健診・特定保健指導の実施における保健師・管理栄養士等に対し保健指導にかかるスキルの向上を図るための研修会を行い、生活習慣病対策を効果的に推進する。

(イ) 市町村保健師リーダー研修会の開催

市町村保健活動の中核を担う保健師リーダーに対し、地域住民のニーズに即した保健サービスを定着させ、市町村全体の保健活動の活性化を図ることを目的とした人材育成を行う。

(ウ) 市町村保健師職業紹介事業

市町村保健師の確保を支援し、保健事業に対する実質的な効果の向上を図る。

(エ) 特定健診等推進支援事業

特定健診及び特定保健指導について、市町村(国保・衛生)と本会が協働して、市町村における企画・実施・評価の過程を通じて特定健診・特定保健指導の効果的な展開を試行し、次年度以降の展開につなげる。

(オ) 保険者協議会との連携

医療保険者の代表で構成する保険者協議会と連携し、特定健診及び特定保健指導等の実施に向けた医療費分析や保健事業の手法について検討協議を行う。

(カ) 北海道市町村保健活動連絡協議会との連携協調

(4) 本会支部の育成強化を図る事業

支部機能の充実強化を図るため、次の事業を実施する。

ア 支部会議の開催

イ 支部交付金の交付

(5) 国保診療施設の健全な運営と施設相互の連携を図る事業

国保診療施設が地域社会における保健事業の積極的な推進に寄与し、国保診療施設の果たす役割を一層認識するとともに、組織の継続と健全な事業運営を図るため、次の事業を実施する。

ア 第15回北海道国保地域医療学会の開催

イ 国保診療施設開設者協議会役員会議の開催

ウ 国保診療施設開設者協議会研修会の開催

エ 国保診療施設管理者研修会の開催

オ 国保診療施設連絡協議会研修会の開催

カ 北海道国民健康保険診療施設連絡協議会との連絡協調

(6) 国民健康保険在宅医療等推進支援事業

保険者が在宅医療等を具体的に推進していくために、本会と保険者間において構築した在宅医療等推進支援情報提供システムによるネットワークを利用して、共同電算処理事業のデータを国保情報統計システム（略称KISS）により提供し、市町村で実施する各種事業の支援を行う。

6 保険料特別徴収システムの運用

平成20年4月より介護保険料に加え国民健康保険料・後期高齢者医療保険料について、年金からの特別徴収を実施することとなり、その情報交換を年金保険者と市町村が直接行うのではなく、国保中央会と国保連合会を経由機関として、本システムにより特別徴収処理にかかる情報交換処理業務を行う。

7 国保介護従事者処遇改善基金事業

本会に国保介護従事者処遇改善基金を設置（平成20年度末）し、国保保険者が支出する介護納付金の一部について介護従事者の処遇改善に伴う上昇額として国が負担する額を基金から取崩し、国保保険者への支払業務を行う。

8 診療報酬審査支払事業

(1) 審査業務

ア 審査委員会における審査の充実強化

近年の診療報酬明細書は、内容の複雑かつ高点数レセプトが増加しており、これを審査するにあたり、審査研究会及び国保・社保審査委員協議会並びに審査専門部会、再審査部会等を開催し、審査委員の審査技術の向上を推進する。

更に、電子媒体及びオンライン請求の増加に伴い、画面審査への移行件数が増加していることから事務共助システムの充実強化を図り、効率的かつ効果的な審査を実施する。

イ 審査事務共助の強化

事務共助期間を十分確保するとともに、審査事務共助の更なる充実を図るため、審査事務共助システムによる審査の適正化・事務の効率化を強化する。

また、審査の情報開示として、保険医療機関等に対しては一次審査及び再審査における査定事由並びに査定内容を通知し、保険者等に対しては再審査における原審査どおりの理由を全件について通知する等、より一層の情報開示を行い、適正な保険請求及び再審査事務の理解を得る。

ウ 再審査レセプトにかかる現地指導

再審査における、原審査件数の多い保険者に本会職員を派遣し効率的かつ適正な保険請求の助言を実施する。

エ 関係機関との連携

(ア) 国保・社保審査委員協議会及び審査事務連絡会議の開催

(イ) 医師会主催の健保請求事務講座、健保請求事務研修会への講師派遣

(ウ) 支部主催のレセプト確認事務講習会への講師派遣

オ 研修（講習）会の開催

(ア) レセプト確認事務講習会

- (イ) 診療施設保険医療事務研修会
- (ウ) レセプト電算処理システム説明会

(2) システムの運用等

ア レセプト電算処理システムの運用

レセプト電算処理システムは、平成 13 年度の稼働開始以来、平成 21 年 12 月現在、医科では 1,834 機関から 150 万件（電子請求率 75%）、調剤では 1,989 薬局から 118 万件（電子請求率 99%）、平成 21 年度から開始の歯科では 10 機関から 1,200 件（電子請求率 0.5%）のレセプトが磁気媒体或いはオンライン請求システムで提出されているところであり、今後もレセプトの電子化を進める医療機関等の増加が見込まれる。

このような中で、紙レセプトによる請求を行っている医療機関等の混在により、事務処理が輻輳することになるが、事務の効率化に努め、運用の適正化を図る。

イ オンライン請求システムの運用

平成 18 年 4 月の請求省令の改正により、本会では平成 19 年 4 月からオンライン請求システムを導入したところであるが、平成 21 年 12 月現在、医科で 1,034 機関から 113 万件、調剤では 1,981 薬局から 117 万件、21 年度から開始の歯科では 2 機関から 150 件がオンライン請求されており、今後もオンライン請求システムを導入する医療機関等が増加することを想定し、体制の整備に万全を期す。

ウ OCR 処理システムの運用

OCR（光学式文字読取装置）処理システムは、入力精度の向上とコスト削減等を図るため、平成 19 年 10 月から導入したところであるが、更なる経費削減を図るため様々な創意工夫を検討する。

エ 後期高齢者医療請求支払システムの運用

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療広域連合より審査支払業務を受託し、審査支払業務の適正な運用を行うため、体制の整備に万全を期し、後期高齢者医療請求支払システムの運用業務を実施する。

オ 後期高齢者医療広域連合受託業務

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療広域連合業務の一部を受託し、体制の整備に万全を期し、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用業務等を実施する。

カ レセプト電算処理システム（画面審査システム）における画面審査の推進

レセプト審査において、効率的かつ効果的な審査を行うため、二画面を利用した画面審査を全面実施し、審査の適正化及び事務の効率化を推進する。

(3) 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度

平成 21 年 10 月より緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等の支給申請及び受け取りを行う直接支払制度が実施され、保険者の出産育児一時金等の支払に関する事務を受託し、医療機関等から請求される専用請求書に基づき、支給要件等の確認、出産育児一時金等の支払等を行う。

(4) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

9 保険者事務共同電算処理事業

(1) 一般業務

各保険者に共通する事務の精度の向上と処理の迅速化を促進し、国保事務の効率的な運営を図るため、汎用機により共同処理を行い、各種帳票を作成する。

(2) 社保老健業務

市町村事務の省力化と医療費適正化対策の一層の推進を図るため、社保老健の共同電算により帳票を作成する。

(3) 特別業務

ア 平成 20 年 4 月から施行され、平成 21 年 8 月から支給申請がスタートした高額医療・高額介護合算業務について、申請勧奨者の抽出業務及び医療保険別の支給額計算業務等について受託し、保険者事務の軽減を図る。

イ その他の特別業務は、医療費の通知及び疾病統計のほか

(4) 次期電算システムの導入について

ア 次期電算システムの構築業務

平成 23 年度からレセプトの原則オンライン化が実施されることから、その業務処理を行うため全国標準の次期電算システムの導入に向け、開発、構築、データ移行、試行運用並びに審査支払処理日程の見直し等を行う。

イ 作業部会の設置

次期電算システムの適正な運用を図るため、実務レベルでの検討を行う北海道国民健康保険団体連合会事業運営委員会の下に作業部会を設置する。

ウ 次期電算システム研修会の開催

現在、本会が大型汎用機で処理している共同電算処理システムに替わり、平成 23 年 5 月から国保中央会が開発する次期電算システムを導入するため、次の研修会を実施する。

(ア) 次期電算システム保険者(ベンダ含む)説明会

(イ) 次期電算システム保険者操作説明会

10 介護保険事業

審査支払業務及び介護サービス苦情処理業務の円滑な推進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 審査業務

介護給付費の審査は、全国統一の標準システムにより審査を行うが、出来高分については介護給付費審査委員会において審査する。

(2) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(3) 介護職員処遇改善交付金の支払

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業として、介護職員の賃金引上げ等の処遇改善に取り組む事業者への資金交付等のための措置として実施される、介護職員処遇改善交付金の支払を行う。

(4) 国保連合会における適正化推進等事業

介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策事業に活用する資料の提供を行う。

(5) 共同処理業務

各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営が図られるよう共同処理業務を行う。

(6) 介護サービス苦情処理業務

ア 介護サービス苦情処理委員会

利用者等からの介護サービスに対する苦情相談を受けた場合は、介護サービス苦情処理委員会で検討し、必要に応じて介護サービス改善に関する指導及び助言を行う。

イ 改善状況の確認調査

介護サービス苦情処理委員会より、改善に関する指導助言を行った事業所に対し、改善状況等について確認・調査を行う。

ウ 介護保険苦情相談連絡会議

北海道、市町村、居宅介護支援事業者、国保連合会等の関係機関がそれぞれの役割に応じて迅速かつ適正に対応し、それぞれの機関が受け付けた苦情等を集約して情報の共有化を図りながら、連携して処理に当たることができるよう介護保険苦情相談連絡会議を開催する。

エ 苦情相談の状況調査

介護保険の苦情相談に対応する関係機関の適切な苦情処理に資するため、北海道、市町村、国保連合会が受け付けた苦情相談の情報を集約し共有化を図る。

オ 介護苦情・相談センター機能

利用者等からの不適正事業者等に関する通報を促し、介護苦情・相談センター機能を強化するため、専用電話の設置、通報情報管理システム等の苦情相談体制の充実を図り、情報を共有化することで北海道及び市町村の事業者監督や保険者の給付適正化の取り組みを支援する。

(7) 研修（講習）会の開催

介護保険者事務担当者及び介護サービス苦情相談担当者に対し実務研修を実施し、介護保険事業の円滑な運営を図る。

ア 介護保険市町村等担当職員説明会

イ 介護サービス苦情相談担当者研修会

11 障害者自立支援事業

障害福祉サービス及び障害児施設、地域生活支援事業にかかる支払業務について、市町村の負託に応えるよう次の事業を実施する。

(1) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 福祉・介護人材処遇改善助成金の支払

障害者自立支援対策臨時特例基金事業として、福祉・介護人材の賃金引上げ等の処遇改善に取り組む事業者へ助成のための措置として実施される、福祉・介護人材処遇改善事業助成金の

支払を行う。

(3) 共同処理業務

各市町村に共通する業務を一元的に処理することにより、障害者自立支援事業の適正かつ効率的な運営が図られるよう共同処理業務を行う。

(4) 説明会の開催

障害者自立支援事務の市町村担当者に対しシステムに関する説明会を実施し、障害者自立支援事業の円滑な運営を図る。

ア 障害者自立支援給付支払等システム市町村担当職員説明会

12 特定健診等データ管理システムの運用

特定健診等データ管理システムは、本会が市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合から受託し、特定健診・特定保健指導の実施における費用の決済及び健診等機関から送付された特定健診・保健指導結果データの管理並びに国への報告に関する事務処理等を行う。

(1) 支払業務

電算処理システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 研修会の開催

ア 特定健診等データ管理システム研修会

13 貸付事業

(1) 国保事業運営資金の貸付

国保事業における年度内経理資金調達を緩和するため、保険者及び国保診療施設に対して低利で資金の融資を行い資金運用の円滑化と財政の健全化を図る。

(2) 高額療養費の貸付

高額な医療費の支払が困難な国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により必要な資金を無利子で貸付け、医療費の支払を円滑にするとともに、安定した生活と福祉の増進に寄与するため、高額療養費の貸付事業を実施する。

(3) 出産費資金の貸付

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により出産に要する費用を支払うための資金を無利子で貸付け、被保険者の福祉の向上に寄与するため、出産費資金の貸付事業を実施する。

14 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業並びに国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業を実施運営する。また、必要事項の協議に当たっては運営委員会を開催する。